

はじめに

本書は、社会保険労務士試験に挑む受験生のための「最強の学習パートナー」です。初版以来20年以上にわたり版を重ね、多くの受験生に愛され、合格への道しるべとして活用されてきました。

社労士試験は、合格率6%前後の難関試験です。近年は組合せや個数を問う形式など、出題パターンにも変化が見られます。しかし、試験の本質は変わりません。問題の多くは、一つひとつの記述について「正しいか、誤っているか」を判断するものです。つまり最後に問われるのは、正確な知識を、必要な瞬間に取り出せるかということです。ところが、社労士試験には「よく似た規定」が数多く登場します。労災保険と健康保険の給付、年金制度における遺族の範囲、「2年」と「5年」という時効の違いなど、似ているからこそ混同し、記憶が曖昧になります。

この壁を突破するために、本書が当初から採用してきたのが「横断整理」です。そして興味深いことに、最新の脳科学・学習科学の研究から見ても、この学習方法は非常に理にかなっています。近年の研究では、学んだ内容をただ何度も読み返すだけでなく、一度学んだことを自分の頭から「思い出す」ことが、記憶の定着に有効であることがわかっています。「検索練習（リトリバル・プラクティス）」と呼ばれる学習法です。また、似た内容をあえて混ぜて学習する「インターリーピング」も、違いを見分ける学習などで有効性が報告されています。

これは、まさに本書の横断整理です。似た制度を横に並べて、「どこが同じで、どこが違うのか」を比較する。そして本を閉じて、「こ

ちらは2年だったか、5年だったか」と自分の頭から答えを引き出す。この「比較する」「思い出す」という作業が、曖昧だった知識を確かな記憶へと変えていきます。

一方、同じ法律の重要事項を体系的に整理する「縦断整理」は、バラバラだった知識を関連づけ、一枚の「知識の地図」にしていく作業です。横に比べる「横断整理」と、縦につなぐ「縦断整理」の二つを組み合わせることで、単なる丸暗記ではなく、本試験で使える知識へと変えていく。これこそが、本書の最大の特徴です。

さらに、学習科学では、一度に詰め込むよりも、時間を空けながら繰り返す「分散学習（スパーシング）」が、長期的な記憶の保持に有効であることも知られています。ですから本書は、一度読んで終わる本ではありません。学習初期には、各制度の共通点と相違点を確認しながら全体像をつかむ。学習が進んだら、本を閉じて答えを思い出す。そして直前期には、横断整理・縦断整理を何度も繰り返し、迷いやすい論点を瞬時に判断できる状態にしていく。

ぜひ、この「見る→比べる→本を閉じる→思い出す→確認する」のサイクルを繰り返してください。

受験生とともに歩んできた本書が、皆さんの力強い伴走者となり、本試験の最後の一問まで、正解へと導く一冊となることを願っています。

令和8年10月

年金博士 社会保険労務士 北村 庄吾

編集・校正 斎藤 正美（社会保険労務士）
佐藤 義人（特定社会保険労務士）

はじめに	1
------	---

第1章 共通項目 横断整理

1 目的	10
横断整理 ① 主要科目の目的条文	12
② その他の科目の目的条文	13
2 任意適用事業	17
横断整理 ① 暫定任意適用事業／任意適用事業	19
② 暫定任意適用事業／任意適用事業の成立、消滅	20
3 保険者・強制被保険者	22
横断整理 ① 保険者	23
② 強制被保険者	23
③ 法人の代表取締役等についての適用	27
④ 国・地方公共団体に使用される者	27
⑤ 外国人・出向・派遣	28
4 適用除外	29
横断整理 ① 適用除外事業及び適用除外者	31
5 任意加入被保険者	34
横断整理 ① 任意加入被保険者一覧	36
6 労働者・日雇労働者	44
横断整理 ① 労働者・日雇労働者の定義	46
7 派遣労働者	47
横断整理 ① 派遣労働者	49
8 スライド制	50
横断整理 ① スライド制	52
9 受給権の保護	56
横断整理 ① 受給権の保護	58
10 公租公課	59
横断整理 ① 公租公課	60
11 給付制限	61
横断整理 ① 給付制限	62
12 待 期	65
横断整理 ① 待 期	66

13 不正利得の徴収	67
横断整理 ① 不正利得の徴収	68
14 賃金及び報酬	69
横断整理 ① 賃金及び報酬の定義	72
15 臨時の賃金	78
横断整理 ① 臨時の賃金算入の可否	79
16 現物給与の価額(評価額)	80
横断整理 ① 現物給与の価額決定者	81
17 保険料	82
横断整理 ① 保険料率	84
② 社会保険における保険料関連事項の整理	87
18 保険料の納期限	93
横断整理 ① 保険料の納期限	95
19 国庫負担・国庫補助	96
横断整理 ① 主要な法律の国庫負担・国庫補助	98
20 未支給の保険給付	100
横断整理 ① 未支給の(保険)給付・手続き	101
21 記録の保存義務	102
横断整理 ① 記録の保存義務	103
22 時 効	104
横断整理 ① 時 効	106
23 諮問機関	108
横断整理 ① 諮問機関	109
24 不服申立て	110
横断整理 ① 労働保険関係	112
② 社会保険関係	115
25 端数処理	119
横断整理 ① 端数処理	120
26 罰 則	122
横断整理 ① 事業主等に対する罰則	124
② 被保険者等に対する罰則	126
27 基金と組合	127
横断整理 ① 基金と組合	129

第2章 保険給付 横断・縦断総整理

保険給付の全体像	132
----------	-----

1 疾病・負傷に関する保険給付	134
-----------------	-----

横断整理 ① 療養補償給付と療養の給付	135
---------------------	-----

② 一部負担金	137
---------	-----

③ 傷病手当金・休業補償給付・休業補償	140
---------------------	-----

縦断整理 ① 疾病・負傷に関する給付の整理	143
-----------------------	-----

② 資格喪失後の給付	152
------------	-----

③ 被扶養者に関する給付	154
--------------	-----

2 障害に関する保険給付	159
--------------	-----

横断整理 ① 障害基礎年金と障害厚生年金	160
----------------------	-----

縦断整理 ① 傷病補償年金・障害補償年金・障害補償一時金	171
------------------------------	-----

② 障害補償年金差額一時金・前払一時金	175
---------------------	-----

③ 障害手当金	177
---------	-----

3 出産に関する保険給付	179
--------------	-----

横断整理 ① 出産育児一時金	180
----------------	-----

② 出産手当金	182
---------	-----

③ 家族出産育児一時金	185
-------------	-----

4 死亡に関する保険給付	186
--------------	-----

横断整理 ① 死亡に関する主な給付	187
-------------------	-----

② 遺族の範囲	190
---------	-----

③ 遺族年金の比較	196
-----------	-----

④ 支給停止の比較	199
-----------	-----

⑤ 失権の比較	202
---------	-----

縦断整理 ① 遺族補償年金と遺族補償一時金	205
-----------------------	-----

② 寡婦年金と死亡一時金	207
--------------	-----

5 老齢に関する保険給付	211
--------------	-----

横断整理 ① 老齢基礎年金と老齢厚生年金（支給要件など）	212
------------------------------	-----

② 老齢基礎年金と老齢厚生年金（繰上げ・繰下げ）	228
--------------------------	-----

③ 老齢基礎年金と老齢厚生年金（年月日別整理）	236
-------------------------	-----

縦断整理 ① 60歳台前半の老齢厚生年金	238
----------------------	-----

② 在職老齢年金	245
----------	-----

6 その他の給付	247
----------	-----

横断整理 ① 脱退一時金	248
--------------	-----

② 国民年金基金・健康保険組合	250
縦断整理 ① 介護補償給付	253
② 二次健康診断等給付	255
③ 日雇特例被保険者の給付	256
④ 特別支給金	262
⑤ 失業等給付・育児休業等給付	264
総整理 ① 基本手当	266
② 延長給付	274
③ 技能習得手当・寄宿手当・傷病手当	276
④ 高年齢求職者給付金と特例一時金の比較	279
⑤ 日雇労働求職者給付金の普通給付と特例給付の比較	281
⑥ 就職促進給付	283
⑦ 教育訓練給付	286
⑧ 高年齢雇用継続給付	295
⑨ 介護休業給付	297
⑩ 育児休業等給付	299
⑪ 雇用保険法における給付制限	308

7 併給調整ほか 309

横断整理 ① 労災法と年金法の併給調整	310
② 雇用法と厚年法の併給調整	312
③ 公的年金の併給調整	315
④ 健保法と年金法の併給調整	326
⑤ 損害賠償との調整	328
⑥ 損害賠償請求権の代位取得	332

第3章 届出関係 総整理

総整理 ① 労働基準法	336
② 労働安全衛生法	339
③ 雇用保険法	343
④ 労働保険徴収法	347
⑤ 健康保険法	352
⑥ 厚生年金保険法	356
⑦ 国民年金法	363

本書の効果的な使い方

本書では、さまざまな学習アイテムを用いています。ここで、本書の利用法を兼ねて説明いたします。



章ごとに異なる表示にしています。
過去 20 年間の問題を実績表示しています。

典型出題

過去の問題から典型的な出題をピックアップして掲載しています（法改正対応のため、出題当時と問題文が異なる場合があります）。



記憶ポイント

社労士試験の出題範囲のすべての条文を正確に記憶することは不可能です。記憶するポイントを示しています。



異なる法律間の横断整理のときに表示しているマークです。



同一法律間の縦断整理のときに表示しているマークです。



総整理のときに表示しているマークです。

注意点／本書では、年金法の年金額などデータの記載がない部分があります。これは、執筆時点でデータが判明していないためです。最新改正情報として、下記サイトにて 2027 年 6 月末ごろに公開予定です。併せてご利用ください。

<https://www.srsaitan.jp/> 又は <https://www.horei.co.jp/>

第1章

共通項目 横断整理

本章では、複数の法律にある項目を横断的に整理する。横断整理は、頭の中を整理するのには適しているが、注意しておく点がある。それは、本章でまとめている横断整理事項すべてが本試験では頻出事項ではないということである。

社労士試験は、膨大な情報の中から、主に記憶を試される試験となっている。メリハリをつけた学習が必要であることから、本章では得点可能性（0～4点）を示している。これを参考に整理していただきたい。

1

目的

得点

1~2点

出題実績

労働関係	
労基法	H19、H18、H25、H27、H30、R6
安衛法	H24、(R元)
労災法	H22
雇用法	H22、(H28、R7)
労一	H19、(H21)、R8
☐ は選択式出題	

社会関係	
健保法	H21、H23、R3
国年法	(H28)
厚年法	H22
社一	(H27、H29、R6)、H18、H19、H20、H27、R3、(R8)

出題パターン

- ・各法律の最初に学習するため、ついおろそかになりがちだが、意外と出題は多い。択一式、選択式ともに出題されるため、落とせない項目の1つである。
- ・近年の出題は、択一式のみならず選択式問題としても出題されている。

典型出題

- ☐ [問1] 労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、寄宿舎に関する条件は含まない。(労基法 H25)
- ☐ [問2] 労働基準法第1条にいう、「人たるに値する生活」とは、社会の一般常識によって決まるものであるとされ、具体的には、「賃金の最低額を保障することによる最低限度の生活」をいう。(労基法 R6)
- ☐ [問3] 労働安全衛生法は、その目的を第1条で「労働基準法(昭和22年法律第49号)と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、Aの形成を促進することを目的とする。」と定めている。(安衛法 R元)
- ☐ [問4] 雇用保険法第1条は、「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に

必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合 A をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、B、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。」と規定している。(雇用法 R7)

- [問5] 国民年金法は、「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の A がそこなわれることを国民の B によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」と規定している。(国年法 H28)

- [問6] 確定拠出年金法第1条では、「この法律は、少子高齢化の進展、A 等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る B を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」と規定している。(社一 R8)

解 答

- [問1] ×：「安全衛生や寄宿舎に関する条件」も含まれる。
 [問2] ×：「その標準家族の生活をも含めて考えること」とされている。
 [問3] A 快適な職場環境
 [問4] A 並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業 B 失業の予防
 [問5] A 安定 B 共同連帯
 [問6] A 高齢期の生活の多様化 B 自主的な努力



記憶ポイント

- キーワード学習を心がけること。キーワード学習とは、条文の重要な単語を重点的に押さえていく学習法。
- 医療関係の法律や年金関係の法律など、同じ種類の法律を比較して記憶すると効果的。

横断整理①



主要科目の目的条文

① 労基法（1条）

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

② 安衛法（1条）

この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

③ 労災法（1条）

労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

④ 雇用法（1条）

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

⑤ 徴収法（1条）

この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

⑥ 健保法（1条）

この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

⑦ 国年法（1条）

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

⑧ 厚年法（1条）

この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

横断整理②



その他の科目の目的条文

① 国民健康保険法（1条、2条）

この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

② 高齢者医療確保法（1条）

この法律は、国民の**高齢期**における適切な医療の確保を図るため、**医療費の適正化**を推進するための計画の作成及び**保険者による健康診査等**の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、**国民の共同連帯の理念**等に基づき、**前期高齢者**に係る保険者間の**費用負担の調整**、**後期高齢者**に対する適切な**医療の給付等**を行うために必要な制度を設け、もって**国民保健の向上**及び高齢者の**福祉の増進**を図ることを目的とする。

③ 介護保険法（1条）

この法律は、**加齢**に伴って生ずる**心身の変化**に起因する疾病等により**要介護状態**となり、入浴、排せつ、食事等の介護、**機能訓練**並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持**し、その有する能力に応じ**自立した日常生活**を営むことができるよう、必要な**保健医療サービス**及び**福祉サービス**に係る給付を行うため、国民の**共同連帯の理念**に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の**保健医療の向上**及び**福祉の増進**を図ることを目的とする。

④ 児童手当法（1条）

この法律は、子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、**父母その他の保護者**が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、**児童を養育している者**に児童手当を支給することにより、家庭等における**生活の安定**に寄与するとともに、次代の社会を担う**児童の健やかな成長**に資することを目的とする。

⑤ 社会保険労務士法（1条）

社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の**円滑な実施**を通じて適切な**労務管理**の確立及び個人の尊厳が保持された適正な**労働環境**の形成に寄与することにより、事業の**健全な発達**と労働者等の**福祉の向上**並びに社会保険の**向上及び増進**に資し、もって豊かな**国民生活**及び活力ある**経済社会の実現**に資することを**使命**とする。

⑥ 労働施策総合推進法（1条）

この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、**労働者の多様な事情に応じた雇用の安定**及び**職業生活の充実**並びに**労働生産性の向上**を促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の**職業の安定**と**経済的社会的地位の向上**とを図るとともに、**経済及び社会の発展**並びに**完全雇用**の達成に資することを目的とする。

⑦ 職業安定法（１条）

この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律と相まって、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もって職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

⑧ 労働者派遣法（１条）

この法律は、職業安定法と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

⑨ 男女雇用機会均等法（１条）

この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

⑩ 育児・介護休業法（１条）

この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護等休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

⑪ 労働組合法（１条）

この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

⑫ 確定拠出年金法（1条）

この法律は、**少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化**にかんがみ、**個人又は事業主**が拠出した資金を個人が**自己の責任**において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る**自主的な努力**を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

⑬ 確定給付企業年金法（1条）

この法律は、**少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化**にかんがみ、**事業主**が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る**自主的な努力**を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

⑭ パートタイム・有期雇用労働法（1条）

この法律は、我が国における**少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢**の変化に伴い、短時間・有期雇用労働者の果たす役割の重要性が増大していることに鑑み、短時間・有期雇用労働者について、その**適正な労働条件**の確保、**雇用管理**の改善、**通常の労働者**への転換の推進、**職業能力**の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、**通常の労働者**との均衡のとれた**待遇**の確保等を図ることを通じて短時間・有期雇用労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

⑮ 労働契約法（1条）

この法律は、労働者及び使用者の**自主的な交渉**の下で、労働契約が**合意**により成立し、又は変更されるという**合意**の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、**合理的な労働条件**の決定又は変更が**円滑**に行われるようにすることを通じて、**労働者の保護**を図りつつ、**個別の労働関係**の安定に資することを目的とする。

■執筆者紹介■

北村 庄吾（きたむら しょうご）

1961年生まれ。熊本県出身。中央大学法学部卒業
社会保険労務士・行政書士・ファイナンシャルプランナー。CHROブレイン社会
保険労務士法人 終身名誉監督、株式会社総合事務所ブレイン 代表取締役
1991年、土業のワンストップサービスを理念とした総合事務所「ブレイン」を設
立。当時としては革新的な土業連携モデルを実現し、広く注目を集める。1993年
からは起業家育成に力を注ぎ、第3次起業家ブームの牽引役となる。NHK・週
刊ポストをはじめとするメディア出演は累計1,000回超。「年金博士」としての認
知も高い。社労士受験指導の分野では「カリスマ講師」として知られ、独立開業
塾「プロゼミ」では2,000名以上を指導。これまでに1,000万円プレーヤーを1,000
名以上輩出している。実務面では、就業規則や人事制度コンサルティングをはじ
め、助成金活用・労務相談など幅広い領域で豊富な実績を持つ。
近年は「社労士のための生成AI活用」にいち早く着目し、研究会を立ち上げる。
現在は2,000事務所が参加する業界最大級の組織へと成長させ、唯一無二の存在感
を確立している。
著書は100冊超。セミナー登壇は3,000回を超え、58歳でコンサル会社をパイアウ
トした後も、資格起業家として新たな挑戦を続けている。

斎藤 正美（さいとう まさみ）

1962年生まれ。千葉県出身。信州大学卒業
大学での専門は化学工学という異色の存在。そのためか、なぜかみんなが苦手と
する労働安全衛生法を得意とする。現在、クレアールの専任講師として全科目を
担当。受験生のハートを的確につかみ、ポイントを捉えた軽快な講義は、今年で
合格を決めたいという受験生から絶大な支持を得ている。

佐藤 義人（さとう よしと）

1975年生まれ。愛知県出身。愛知教育大学卒業
「一間でも多く解く」を掲げ、約30年余り愛知で子供たちへの受験指導を継続中。
卒業生には東大からプロ野球選手、アイドルまで多種多様。40代で一念発起して
二刀流を掲げ社労士業界へ。現在クレアールにて受験生の質問回答を年間1500
件余りこなす。保有資格は、特定社労士・衛生管理者・FP・大型二種・教員・
メンタルヘルス・簿記・潜水士。受験合格指導のエキスパート。

○法改正情報○

法改正などの最新情報を下記のホームページで提供します。

社労士試験 最短最速合格法 www.srsaitan.jp

社労士試験の最新情報、受験までのロードマップ

非常識合格法

社会保険労務士試験
受験勉強の最強ツール

初めての方へ 社労士試験ガイド 合格クラブとは 社労士AI・実践研究 [合格クラブ](#)

年金・AI博士 北村庄吾プロデュース

AI活用で最短合格

生成AIを活用した最短学習で、社労士試験合格を全力サポート。
弱点分析・学習最適化・合格後の実務まで、
あなたの成長をトータル支援します。

[AI学習を始める](#) [合格クラブを見る](#)

人生が変わる日
セミナー

2026年
10月3日
9:30-11:30

北村庄吾

初めての方へ
社労士試験ガイド

社労士試験とは
合格クラブ

社労士AI・実践研究
合格クラブ

お問い合わせ
お問い合わせ